

令和元年度第2回米子市農業委員会臨時総会議事録

招集年月日 令和2年3月30日(月)  
招集場所 米子市役所 401会議室  
開 会 午前9時30分  
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員  
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員  
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員  
19番 吉澤一誠委員  
欠席農業委員 12番 高西史郎委員(会長)  
出席推進委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員  
田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員  
池口稔委員  
欠席推進委員 大東清彦委員 仲本悟委員 山中春夫委員 三島道政委員 本池実委員 田中英省委員  
事務局 宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 長谷川係長 妹尾主幹  
傍聴人 7人  
日 程 1 会長職務代理者  
2 米子市農業委員会委員の辞任同意願について  
3 その他  
議事開始 午前9時30分

議長（伊塚職務代理人）

それでは、第2回農業委員会臨時総会を開きます。

はじめに定足数の確認をいたします。

定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任する委員の過半数となっております。現在、在任委員17名中出席委員は16名ですので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、高西委員(会長)です。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしとの声）

それでは、議席番号9番の公本委員と議席番号10番の小西委員にお願いしたいと思います。

審議に入る前に、追加議案について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

机の上に追加議案を配布しています。高西会長の解任についての議案です。3月18日以降、現在在任している農業委員の3分の1以上の方から書面で高西会長を解任する議案を出すようにという要求が出ていたため、この度追加議案として提出させていただくものです。

議長（伊塚職務代理人）

議案を追加して審議したいと思います、よろしいでしょうか。

（異議なしとの声）

それでは、追加議案第1－1号を審議します。

米子市農業委員会会長の解任について、農業委員会等に関する法律第5条第7項の規定により、米子市農業委員会会長の解任を求めます。農業委員会等に関する法律第5条第7項において、農業委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができるかとあります。会長は、議案を提出し、及び議決を執行する公平な立場であるから、逮捕や起訴により疑われ、公平性に疑念を抱かせる状況になっている期間が、一定以上かかる状況が想定されるため、所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるには十分にあると考えております。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

高西会長の解任について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、高西会長を解任いたします。

続きまして、議案第1号米子市農業委員会委員の辞任同意願について審議をします。

事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

3月22日付で高西会長より農業委員の辞任届が提出されました。辞任の同意の手続きにつきましては、まず農業委員会で同意を認める。また併せて市長が同意を認める。この二つが合わさり辞任が決まる事になります。この度は農業委員会での辞任の同意を認めるかどうかという審議になりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、同意と決定します。

委員の補充については、残り3か月余りですので、しないということでいいでしょうか。

（異議なしとの声）

委員の補充は、求めないこととします。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

（遠藤農業委員）

議長、先程高西会長の会長解任が認められました。残り4か月弱ですけれども、会長不在で運営するよりは新会長を選任して運営した方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊塚職務代理者）

ただいま、遠藤委員から会長選挙に関する動議が出されました。米子市農業委員会規則第8条の規定により、出席委員の3分の1以上の者の同意がなければ、これを議題とし、審議することができないことになっています。会長選挙の動議について、同意される委員さんの挙手を求めます。

(森中農業委員)

その前に、そのへんの質疑を経てから採決というのが順序だろうと私は思います。それで、今、遠藤委員から期間が短いけども会長候補を選出した方がいいのではという意見がありましたが、これは法的に会長が欠になった時には、会長を選出しなければいけないという規定になっているのと違うのか、そのへんを明確にしておきたいと思います。

事務局（宅和事務局長）

米子市の農業委員会規則によりまして、会長が欠になった場合は、30日以内に会長の選挙を行わなければならないというような規定になっています。

議長（伊塚職務代理者）

事務局から説明のとおり、30日以内に決めなければいけないということです。期間的にはあと3か月ほどしかありません、任期としては。その中での話です。とりあえず遠藤委員からの動議についての、そういうことありますけども、よろしくお願いします。

(森中農業委員)

そういう意味で、30日以内に決めるという規定になっていますから、動議とかいう問題じゃなく、会長を選出すべきと思います。

議長（伊塚職務代理者）

森中委員から話がありましたとおり、30日以内ということもありますので、選挙に移らせていただきます。

それでは暫時休憩とし、事務局は議案を作成してください。

（暫時休憩）

（伊塚農業委員）

先程、私職務代理として、事務局の方に辞任届を提出しました。議長不在になりますので、農業委員会の事務局長に臨時議会の議長をお願いしたいと思います。

議長（宅和事務局長）

失礼します。事務局長の宅和が臨時議長を務めさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、追加議案第1－2号を審議します。

米子市農業委員会会長の選挙について

米子市農業委員会会長の選挙について、農業委員会等に関する法律第5条及び米子市農業委員会規則第2条の規定により、米子市農業委員会会長の選挙の実施を行います。

(森中農業委員)

順序がおかしいと思う、今日の進行が。というのは、代理が辞表を出したでしょう。辞表をどう扱うかということのを先にしないといけんと違うか。辞任をする理由も併せて明らかにして、そういう理由なのでどうしましょうかというのが議事の進行の順序と違うか。

議長（宅和事務局長）

そうしましたら、辞任の理由を言っていただき、同意するかどうかという事の審議をお願いしたいと思います。

(伊塚農業委員)

今、辞任を出したのですけども、2月28日だったと思います。ちょうど運営特別部会を開催するという事で淀江に向かっている途中に第一報で聞きました。ちょうど運営特別部会がありましたので、その場で全員に周知し、その間は私がやるということ全員に言ったら、いいという事で始めました。現実には皆さんご承知のとおりだと思うのですが、私は初めてそういうような場とか考え方とか、皆さんの前に対していろんな人にいろんなご意見たくさんいただきました。そして特にあったのは、審議会も3回くらいやり、本当に委員の方々にはいろいろ迷惑かけたと思っています。そしてアンケートなんかの対策で、なんとか早急に農業委員会としてのあるべき方向を取らねばと思っています。そのためには、倫理規程などの話をずっとさせていただいているのですが、早急にしなければと言う事で、先週の金曜日ですけども局長と一緒に、今日欠席するのかわかりませんでしたので、行ってみようということで高西委員の所に行きました。それまでは、この辞表について、ここに高西委員がおられて皆の前でどういう話をしたらいいのか本当にわかりませんでした。3月9日の協議会で特に感じたのは、皆さんが解任するよという事に私はびっくりしたのです。ある程度はっきりしてからで

ないといけないと思っていたのですが、あの状態の中で言われた言葉が特に残っています。そういう事で高西委員と話をして、解任をしますからという事をはっきり申し上げました。辞任ではありません解任ですよと言う事を重ねて言ったのですが、私はあと3か月です。やってもやらなくても悩むのなら、一番きつい方を選びたいと金曜日に思いました。いろんな人と相談しながらやってきたのですが、頑張っってあと3か月、精一杯の事をやっていきたいと思います。いろんな場面でこういう場面に遭遇したのですが、本当に4回くらいあるのですが、やってこられたというのは、皆さんが頑張っってよしやろうという気持ちになってもらえたからと思っています。それで辞任を出しまして、会長選挙の方に向かおうと思っています。よろしくお願いします。

#### (公本農業委員)

我々農業委員が他の農業委員を解任するという事は到底出来ないわけです。これは市長若しくは議会がやる事であって、我々が出来る事は、農業委員会の会長に関してどうするかという事であって、農業委員としてどうするかということではないわけです。だから今日の議題は高西氏の会長職をどうするか。これは解任という事で決まった。解任になったら次の会長を選ばないといけないから、早急に会長を我々が選ぶ事が仕事じゃないですか。確かに腹の中に思っていることはいろいろあると思います。言い出したら切りが無いです。一つだけ言わせてもらおうと、そういう土壌を作ったのは仲間である我々委員にも責任があると思うのです。あれだけワンマンショーを何年もやらせてきた訳ですから。私は、個人的にはこの総会でも随分対立したのだけど、他の人たちは陰で言うだけだったじゃないですか。そういう土壌がこの米子市の農業委員会には残っていたから、農業委員の評判が悪いのです。という事で、早急に次期の会長を選出したいと思います。

#### (森中農業委員)

伊塚委員については、職務代理の辞任と受け止めていたのですが。



私は今日まで、会長逮捕以後、先月の総会でもいろいろ議論しました。その議論の中で、代理として今日までこの臨時総会を行うというための努力があったと思っています。そういった意味で、辞任するという説明がありましたが、私は今日までの努力による事において代理を辞任するというのは、私は認める考え方は持っていません。従って、誰が会長になるか分からないにしても、今日までやっておられたから、引き続き会長職務代理をお願いしたいと、こういう考え方であります。

議長（宅和事務局長）

他にご意見ある方いらっしゃいますか。

（吉澤農業委員）

ひとつはっきり聞かせてもらいたいのですが、職務代理の辞任という事はどういう事ですか。今まで職務代理が辞任するという書いたものを見た事がないのですが、何か決め事があるのでしょうか。

議長（宅和事務局長）

職務代理につきましては、明文化した規定はありません。平成29年に新しい制度が出来た時、任期は1年ということで総会で決めたと思っています。ですから今まで1年経ちましたら毎回自動的に切れて、もう一回投票して新しい委員にという形できていたと思います。

それ以前は3年任期という事でしたが、毎年1年ごとに辞表を出してもらおうというのが慣例となっていました。今回は本人さんから辞任を提出されるという事ですので、それを認めるかどうかは皆さんに諮っていく必要があると思います。

そういたしましたら、辞任を認めることに賛成の方は挙手という形で採決したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしとの声)

伊塚委員の職務代理の辞任を認めるという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成多数という事で、伊塚職務代理の辞任が決定しました。

そうしますと進行させていただきます。

先程も言いました追加議案1-2の会長選挙について行いたいと思います。

選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

選挙の方法についてご説明いたします。

米子市農業委員会規則第2条で、会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を  
得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。委員会は委員中に異議のないときは、前  
項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができると定められております。従いまして、委員さん方全員が指名推薦というご意見で  
あれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方法を用いることとなります。

議長（宅和事務局長）

事務局から説明がありましたが、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかおはかりいたします。

どなたかご意見ありませんでしょうか。

(遠藤農業委員)

指名推薦でお願いしたいと思います。

(小西農業委員)

同じです。

議長 (宅和事務局長)

指名推薦という事で皆さんご異議ありませんでしょうか。

(異議なしとの声)

そうしましたら指名推薦の方法で行う事に決定いたしました。

それでは、どなたか推薦がございましたらよろしく願いいたします。

(角農業委員)

今まで伊塚代理が頑張っておられまして、このままやっていただきたいと思いますので、私は会長に伊塚委員を推薦したいと思います。

(森中農業委員)

伊塚委員という推薦がありました。私は何か辞任の理由が、代理も務まらない大変だという事を理由にしながら会長に推薦というのほどう考えても理解出来ません。従って、私は吉澤委員を推薦させていただきます。

議長 (宅和事務局長)

他にいらっしゃいませんか。

今、指名推薦で伊塚委員と吉澤委員の2名があがりました。お二人を被選挙人として投票に切り替えることが出来ますがどうですか。

異議のない方は、挙手願います。

挙手多数という事で、投票の手続きで行いたいと思います。

そうしましたら投票手続きに移りますので、議場の閉鎖を行います。

只今出席委員が16人でございますので、これから投票用紙を配布いたします。

選挙に準備がかかりますので、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れはないものと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(事務局投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記・無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を1名記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

(事務局点呼)

1番足立委員、2番泉委員、3番井田委員、4番伊塚委員、5番遠藤委員、6番大太委員、7番大縄委員、9番公本委員、10番小西委員、11番角委員、13番高橋委員、14番田中委員、16番中本委員、17番森中委員、18番矢倉委員、19番吉澤委員

投票漏れはありませんか。

投票もれなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人について、農業委員会関係の規定には特別の定めはありませんが、慣例により3名の農業委員を立会人として臨時議長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしと声あり)

異議なしと認めます。

それでは、遠藤委員、大太委員、大縄委員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

それでは、開票します。

(事務局開票)

開票が終わりましたので、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先程の出席委員数に符号しております。

その内、有効投票16票、無効投票0票、有効投票中伊塚委員14票、吉澤委員2票、以上のとおりです。

よって伊塚委員が会長に当選されました。

会長が決定しましたので、議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

議長（伊塚会長）

投票によりまして会長職という大任をすることになりました。あと3か月半ですけれども、市民の皆さんに対しても早急に名誉の挽回ではありませんけれども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いします。

続きまして、会長職務代理が欠員となりましたので、会長職務代理の選挙について議案を追加します。

暫時休憩とし、事務局は追加議案を作成してください。

（暫時休憩）

追加議案第1－3号を審議します。

米子市農業委員会会長職務代理者の選挙について、農業委員会等に関する法律第5条及び米子市農業委員会規則第2条の規定により、米子市農業委員会会長職務代理者の選挙の実施を求めます。

それでは、会長職務代理者の選挙を行います。

選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

選挙の方法についてご説明いたします。

米子市農業委員会規則第2条で、会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を  
得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。委員会は委員中に異議のないときは、前  
項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができると定められております。従いまして、委員さん方全員が指名推薦というご意見で  
あれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方法を用いることとなります。

議長（伊塚会長）

事務局から説明がありましたが、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかおはかりいたします。

投票の方ありますか。

（なし）

指名推薦ということで、それでは行いたいと思います。

（大太農業委員）

吉澤委員さんがいいと思います。

議長（伊塚会長）

他にありませんでしょうか。

ただ今、吉澤委員を会長職務代理者に推薦するとありましたが、これにご異議ございませんか。

異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで、吉澤委員が会長職務代理者に決定いたしました。

挨拶よろしくをお願いします。

(吉澤会長職務代理者)

ただ今職務代理という事で皆さんからご指名いただきました。大変な時期に大変な事になりました。皆さんの協力を得ながら会長を一生懸命補佐して、短い期間ではありますが精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

(森中農業委員)

今、会長職務の辞任と高西委員の解任の農業委員会としての辞任の議決をしたわけですけど、その後順序的に言えば市長の同意も必要という事になっていますから、市長の同意はいつどのようにして、高西委員の解任という事になるのか、ちょっとそのへんを。

事務局（宅和事務局長）

本日、農業委員会での結論が出ました、辞任の同意ということで。すぐに市長部局の方に、農業委員会は同意したという通知文を出しまして、早ければ今日中に市長の同意が取れるのかなと思っております。



議長（伊塚会長）

他にありますでしょうか。

（田口推進委員）

議長、一言お願い出来ませんか。議長は高西前会長とお会いになったそうですが、その時に、市民に対し、我々に対し、謝罪の言葉があったかどうか。それをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊塚会長）

今日の臨時総会は高西会長の名前で送っています。それで、月曜日くらいから、出席か欠席かという事を書いて送ったのですが、全然欠席という言葉も無いので、今日ここに座られるのかなと言う事で前々から相談していましたので、出てこなかったら行こうという事で行きました。開口一番、本当に迷惑をかけた、間違いありませんと。農業委員会宛てに郵送しようと思っていたということで、辞任は早めに出そうと思っていたと。いろいろと本当に迷惑をかけたということでした。

他にありませんでしょうか。

これを持ちまして、第2回農業委員会臨時総会を終了します。

閉　　会　　午後10時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員